

福岡県公報

平成 二 十 五 年 八 月 六 日
第 三 千 五 百 十 九 号
増 刊
①

目 次

雑 報

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(防災企画課) ……………

雑 報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 二 十 五 年 八 月 六 日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小 川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「総務部次長」を「総務部防災危機管理局長」に改める。

第六条中「総務部次長」を「総務部防災危機管理局長」に改める。

第八条中「地震及び津波に係る災害に」を「災害に」に改める。

第十二条の三第二項中「前項第三号又は第四号に該当する」を「前項に該当する」に改める。

第二十二条第二項中「総務部長」を「総務部防災危機管理局長」に改め、「総務部次長」を「総務部防災危機管理局防災企画課長」に改め、同条第五項中「総務部長」を「総務部防災危機管理局長」に改める。

第二十三条第三項中「総務部長」を「総務部防災危機管理局長」に改める。

第二十五条第二項中「総務部長」を「総務部防災危機管理局長」に改める。

別表第一 総務部の項中

総務部長

総務部次長
私学学事振興局長

を

総務部長
総務部次長
私学学事振興局長
防災危機管理局長

に改める。

別表第二 総合司令部、総務部の項中

総合司令部

総括班

消防防災課長

広報班

県民情報広報課長

を

総合司令部

総括班

防災企画課長

広報班

県民情報広報課長

に改め、同

表農林水産部の項中

農林水産物安全班

農林水産物安全課長

農村整備班

農村整備課長

を

食の安全・地産地消班

食の安全・地産地消課長

農村森林整備班

農村森林整備課長

に改め、同

表県土整備部の項中

水資源対策班

水資源対策課長

北部福岡緊急連絡管建設班

北部福岡緊急連絡管建設室長

を

水資源対策班

水資源対策課長

に改める。

別表三 企画・地域振興部の項中

調査統計班	一 災害統計に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
-------	-----------------------------------

を

調査統計班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
-------	--

に改め、同

表保健医療介護部の項中

健康増進班	一 命令入所者の応援救護及び救援に関すること。 二 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。
-------	--

を

保健衛生班	一 災害時における食品衛生に関すること。 二 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 三 応急措置を実施するための旅館、飲料店の施設の管理に関すること。 四 逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 五 火葬場の施設の管理に関すること。 六 災害時の防疫に関すること。 七 防疫資材の準備に関すること。
高齢者支援班	一 災害救助活動の応援に関すること。 二 介護老人保健施設及び老人保健施設の災害応急復旧に関すること。

に改め、同

健康増進班	一 被災者の健康管理に関すること。 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院患者の応急救護及び援助に関すること。 三 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。
保健衛生班	一 災害時における食品衛生に関すること。 二 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 三 応急措置を実施するための旅館、飲料店の施設の管理に関すること。 四 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 五 火葬場の施設の管理に関すること。 六 災害時の防疫に関すること。 七 防疫資材の準備に関すること。 八 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置入院患者の応援救護及び援助に関すること。

高齢者支援班	一 災害救助活動の応援に関すること。 二 介護老人保健施設及び老人福祉施設の災害応急復旧に関すること。
--------	--

表福祉労働部の項中

福祉総務班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 三 災害救助法の適用に関すること。 四 災害救助の市町村指導に関すること。 五 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 八 その他災害救助法に関すること。 九 公用令書の発行に関すること。 十 義援金品の出納及び保管に関すること。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関すること。 十二 災害に対する生活福祉資金の貸付け等に関すること。
-------	--

を

子育て支援班	一 児童福祉施設（保育所）の災害応急復旧に関すること。
児童家庭班	一 児童福祉施設（保育所以外）の災害応急復旧に関すること。 二 災害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量調査に関すること。 三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。
保護・援護班	一 災害者の生活保護に関すること。

福祉総務班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 三 災害救助法の適用に関すること。 四 災害救助の市町村指導に関すること。 五 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 八 その他災害救助法に関すること。 九 公用令書の発行に関すること。
-------	--

表 農林水産部の項中

農山漁村振興班	一 農山漁村等の被災の実態把握に関する事 二 農作物の病害虫防除に関する事 三 本部長が命じた災害対策事務に関する事 四 部内各班の応援に関する事
農林水産物安全班	一 農作物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 二 応急措置用農作物の種苗の補給に関する事 三 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に 関する事
園芸振興班	一 救助用食糧の確保及び供給に関する事 二 応急措置を実施するための救助用食糧の保管命令又は収 容命令に関する事 三 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に 関する事
水田農業振興班	一 所管出先機関との連絡に関する事 二 被害状況の収集に関する事 三 技術対策に関する事
経営技術支援班	一 家畜伝染病の防疫に関する事 二 家畜飼料の補給対策に関する事 三 応急措置用副食物の確保に関する事
畜産班	一 農地及び農業用施設の水防活動及び応急復旧に関する事 二 部所管の海岸堤防の災害対応に関する事 三 冠水農地の排水に関する事 四 地すべり、土砂崩壊による災害対策に関する事
農林整備班	

子育て支援班	十 義援金品の出納及び保管に関する事 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関する事 十二 被害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把 握に関する事 十三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出 納に関する事
児童家庭班	一 災害救助活動の応援に関する事 二 児童福祉施設（保育所）の災害応急復旧に関する事
保護・援護班	一 災害救助活動の応援に関する事 二 児童福祉施設（保育所以外）の災害応急復旧に関する事 三 一 災害者の生活保護に関する事 二 災害者に対する生活福祉資金の貸付け等に関する事

を

に改め、同

林業振興班	一 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関する事 二 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命 令に関する事 三 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材 の確保に関する事 四 林道及び林産物生産施設の応急復旧措置に関する事 五 災害復旧用林業用種苗の確保及びあつせんに関する事 六 林木竹の病虫害の防除に関する事
森林保全班	一 災害荒廃林等の応急復旧措置に関する事
水産局	一 水産共同施設の災害応急復旧措置に関する事 二 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関する事 三 高潮対策に関する事 四 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関する 事
水産振興班	
農山漁村振興班	一 特殊林産物及び生産施設の被災の実態把握に関する事 二 本部長が命じた災害対策事務に関する事 三 部内各班の応援に関する事
食の安全・地産地消班	一 園芸・特用作物及び生産施設の被災の実態把握に関する 事 二 応急措置用園芸・特用作物の種苗の補給に関する事
園芸振興班	一 稲、麦、大豆の被害の実態把握に関する事 二 救助用米穀の確保及び供給に関する事 三 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収 容命令に関する事 四 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に 関する事
水田農業振興班	
経営技術支援班	一 所管出先機関との連絡に関する事 二 農作物の被害状況の収集に関する事 三 農作物の技術対策に関する事 四 農作物の病害虫防除に関する事
畜産班	一 家畜、飼料作物及び畜産施設の被災の実態把握に関する 事 二 家畜伝染病の防疫に関する事 三 家畜飼料の補給対策に関する事 四 応急措置用副食物の確保に関する事

に改め、同

表県土整備部の項中

農林森林整備班	一 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び応急復旧に関すること。 二 部所管の海岸堤防の応急復旧に関すること。 三 冠水農地の排水に関すること。 四 部所管の地すべり、土砂崩壊による応急復旧に関すること。 五 林道及び山地災害に関する被害情報の収集及び応急復旧に関すること。
林業振興班	一 森林・林業関係の被害情報の収集に関すること。（林道及び山地山地災害に関するものを除く。） 二 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命令に関すること。 三 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること。 四 災害復旧用林業用種苗の確保及びあつせんに関すること。
水産局 水産振興班	一 水産共同施設の応急復旧に関すること。 二 漁港及び漁港区域内海岸の応急復旧に関すること。 三 高潮対策に関すること。 四 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること。
企画交通班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 災害時における交通機関の調整に関すること（他部に属するものを除く。） 三 部内各班の応援に関すること。
港湾班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 港湾の災害応急復旧措置に関すること。 三 高潮対策に関すること。 四 災害関係航路の標識に関すること。 五 災害時における公有水面（海面）に関すること。
水資源対策班	一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。
北部福岡緊急連絡管建設班	一 北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。

を

表建築都市部の項中

企画交通班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること（他部に属するものを除く。） 三 部内各班の応援に関すること。
港湾班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 港湾及び海岸の災害応急復旧措置に関すること。 三 災害関係航路の標識に関すること。 四 災害時における公有水面（海面）に関すること。
水資源対策班	一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。 四 北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。
都市計画班	一 都市施設の災害応急復旧措置に関すること。 二 被災宅地の危険度判定に関すること。
建築指導班	一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 二 建築物の災害防止に関すること。 三 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 四 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 五 被災市街地における建築制限に関すること。 六 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。

を

表教育部の項中

総務班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 教育委員会及び教育委員に関すること。 三 部長及び副部長の秘書に関すること。
-----	---

に改め、同

に改め、同

別表第五本部配備要員数の総合司令部の項中

総務班	一 総合司令部総括班が行う現地調査業務の補完及び報告に関すること。 二 総合司令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 三 総合司令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合司令部総務班への報告に関すること。 四 その他総務部長が指示した事項に関すること。
-----	--

に改める。

別表第四地方本部の項中

総務班	一 総合司令部総括班が行う被害情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合司令部総括班への報告に関すること。 二 総合司令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 三 総合司令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合司令部総務班への報告に関すること。 四 その他総務部長が指示した事項に関すること。
-----	---

を

に改める。

を

表企画・地域振興部の項中

空港対策局空港計画班			一	全員	に改め、同
空港対策局空港計画班			一	全員	を
空港対策局空港整備班			一	全員	に改め、
空港対策局空港整備班				全員	を
調査統計班			一	全員	に改め、
調査統計班		二	二	全員	を
総合政策班	一	二	三	全員	に改め、
総合政策班				全員	を
小計	五一	五一	五三		に改め、同
小計	三四	三四	三六		を
緊急初動班	二〇	三五	七〇	七〇	に改め、
緊急初動班			七〇	七〇	を
総括班	四八	四八	四八	全員	に改め、
総括班	三一	三一	三一	全員	を

表農林水産部の項中				
小計	三五	八二	八四	を
企画交通班	二	二	三	に改め、
企画交通班		二	三	全員
小計	一一	一三	三九	に改め、同
小計	一二	一五	四二	を
農林水産物安全班			三	全員
農村整備班	二	二	五	全員
食の安全・地産地消班			三	全員
農村森林整備班	二	二	五	全員
小計	一	二	三	を
森林保全班			五	全員
小計	三	五	一二	に改め、同
小計	二	四	一二	を
中小企業振興班	一	一	一	に改め、
中小企業振興班			一	全員
小計				を
表商工部の項中				

表の項中				
小計	三七	八二	八四	に改め、同
合計	一一三	二〇九	三五四	を
合計	一三二	二二五	三六八	に改める。
別表第六の福祉労働部の項中				を
福祉総務班				福祉総務課副課長
福祉総務班				福祉総務課企画広報監
別表第七の項中				に改める。
総括班				消防防災課長
総括班				を
総括班				防災企画課長
附則				に改める。
この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害対策本部規程は、平成二十五年四月一日から適用する。				